

目次

' 22 11 月 14 日 訂正版

Introduction : はじめに

No. 1 : 目的

No. 2 : 定義

本資料に掲載

No. 3-1 : 登録制度

No. 3-2 : 登録の有効期間、更新登録、登録事項の変更、変更登録

No. 4 : 営業保証金

No. 5 : 旅行業務取扱管理者

No. 6 : 料金の揭示

No. 7 : 旅行業約款

No. 8 : 取引条件の説明

No. 9 : 書面の交付

No. 10 : 外務員

No. 11 : 広告に関する規定

No. 12 : 標識の揭示

No. 13 : 企画旅行の円滑な実施の措置 (旅程管理措置)

No. 14 : 受託契約 (企画旅行を実施する旅行者の代理)

No. 15 : 旅行者代理業者

No. 16 : 旅行サービス手配業者

No. 17 : 禁止行為

No. 18-1 : 旅行業協会

No. 18-2 : // (弁済業務保証金制度)

No. 19 : 業務改善命令、業務停止、登録の取消

No. 20 : 罰則

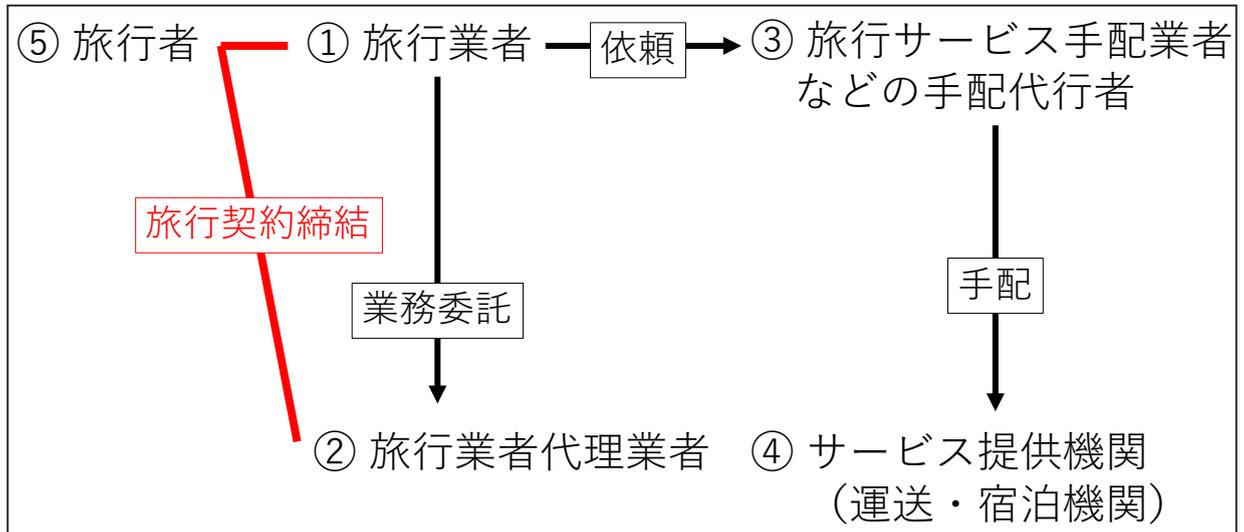
Introduction : はじめに

○ 旅行業法について

昭和27年に成立した、旅行業を営む者等を規制する法律。旅行業者が業務を行う上で、順守すべき項目を規定している。時代の変化に合わせ、数回の改正を行っており、最新の改正は2019年。

また、これを補足するものとして、国土交通省令の旅行業法施行規則があり、旅行業法の内容をさらに具体化している。旅行管理者試験の科目では「旅行業法及びこれに基づく命令」として、**両者**の内容が出題されています。

○ 旅行業法に登場する業者など



① 旅行業者

不特定多数の旅行者を募集するパッケージツアー（企画旅行）や、旅行者の求めに応じて航空券の発券や旅館を探して予約する業務（手配旅行）などを行う事業者。

② 旅行業者代理業者

1つの旅行業者の専属として、旅行業者が行う業務の代理をする事業者。パッケージツアーの代理販売が主な業務。

③ 手配代行業者・旅行サービス手配業者

旅行業者に依頼され、旅行業者に代わって運送・宿泊機関の手配を行う事業。広く手配代行業者（ランドオペレータ）といいますが、一定の行為を行うときは旅行サービス手配業として特別の規制があります。

④ 旅行サービス提供者

運送機関や交通機関を指し、旅行業法では「運送等サービスを提供する者」として登場しますが、旅行業法による規制の対象ではありません。

⑤ 旅行者

旅行業者や旅行業者代理業者と契約をして、旅行サービスを楽しむ立場で、旅行業法による規制の対象ではありません。

以上のように、旅行者と実際に運送・宿泊サービスを提供する者の間には、複数の業者が介在し、旅行者は実際に旅行サービスが提供されるか不安定な立場にあります。(通常の場合、旅行代金は前払いです。)そこで旅行者保護のため、これらの介在する者を規制する法律が旅行業法です。

○ 旅行業法の規定する旅行の種類

① 企画旅行

旅行の目的地、日程、運送・宿泊サービスの内容、旅行代金などの旅行に関する計画を旅行業者が作成した旅行。これには参加者を広告などを通じて集める**募集型**と、旅行者から依頼されて計画を作成する**受注型**があります。(募集型は一般にパッケージツアーと呼ばれる。)

② 手配旅行

旅行者の委託により、旅行会社が運送や宿泊のサービスの提供を受けることができるよう引き受ける契約。これには単純な航空券や宿泊の手配から社員旅行のような大きな契約も含まれる。

○ このテキストについて

旅行業法は国内管理者、総合管理者試験ともに25問出題され、合格基準は15問(60%)以上正解することです。旅行業法と同施行規則の条文の数はともに約80ほどで多くありません、また出題の対象に適した条文の数はかなり絞られます。そこで本書では、出題の素材となる重要な20のテーマを取り上げ解説します。その中で必須知識の理解し、チェックテストや練習問題を通じて知識の定着を図ってください。

<参考> 2021年出題項目

番号	国内管理者試験	総合管理者試験
1	旅行業法の目的	旅行業等の定義
2	旅行業等の定義	登録制度
3	登録業務範囲	登録の拒否
4	登録の拒否	旅行業務取扱管理者制度全般
5	変更登録等	旅行業務取扱管理者の職務
6	営業保証金	旅行業約款
7	旅行業務取扱管理者の選任	取引条件の説明書面
8	旅行業務取扱管理者の職務	契約締結後に交付する書面の記載事項
9	旅行業務の取扱いの料金	広告の表示事項
10	旅行業約款	誇大表示が禁止される事項
11	取引条件の説明	禁止行為
12	契約締結後に交付する書面の記載事項	旅行業協会の業務
13	旅行業務取扱管理者と外務員の証明書	旅行業協会の苦情の解決
14	広告の表示事項	弁済業務保証金制度
15	誇大表示が禁止される事項	旅行業法の目的
16	企画旅行の円滑な実施のための措置	登録業務範囲
17	旅程管理業務を行う者	旅行業務の取扱いの料金
18	禁止行為	旅行業約款の記載事項
19	受託契約	取引条件の説明書面の記載事項
20	旅行者代理業者	外務員制度
21	業務改善命令	企画旅行の円滑な実施のための措置
22	登録の取消し	受託契約
23	旅行サービス手配業者	業務改善命令
24	旅行業協会の業務	登録の取消し
25	旅行業協会の苦情の解決	旅行サービス手配業者

No.1：目的

多くの法律は第1条として、目的規定又は趣旨規定が置かれることが一般的で、旅行業法も第1条で制定目的を簡潔に表現しています。この条文から毎年出題されますので、①～⑥のキーワードを覚えてください。

<参考条文>

第1条（目的）

この法律は、旅行業等を営む者について登録制度を実施し、あわせて旅行業等を営む者の業務の適正な運営を確保するとともに、その組織する団体の適正な活動を促進することにより、旅行業務に関する取引の公正の維持、旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進を図ることを目的とする。

<キーワード>

- ① 登録制度を実施
- ② 旅行業等を営む者の業務の適正な運営を確保
- ③ 組織する団体の適正な活動を促進
↓ することにより、
- ④ 取引の公正の維持
- ⑤ 旅行の安全の確保
- ⑥ 旅行者の利便の増進 を図ることを目的とする。

[Check Test No.1]

1. 次の記述が正しければ○を、誤っていれば×を付けなさい。

- (1) 旅行業法第1条（目的）に、「登録制度の実施」が規定されている。（ ）
- (2) 旅行業法第1条（目的）に、「旅行業の健全な発展」が規定されている。（ ）
- (3) 旅行業法第1条（目的）に、「旅行者の利便の増進」が規定されている。（ ）
- (4) 旅行業法第1条（目的）に、「旅行の安全の確保」が規定されている。（ ）
- (5) 旅行業法第1条（目的）に、「旅行業等を営む者の適正な利潤の確保」が規定されている。（ ）
- (6) 旅行業法第1条（目的）に、「旅行業等を営む者の業務の適正な運営を確保」が規定されている。（ ）
- (7) 旅行業法第1条（目的）に、「取引の公正の維持」が規定されている。（ ）
- (8) 旅行業法第1条（目的）に、「旅行を通じた国際協調の促進」が規定されている。（ ）
- (9) 旅行業法第1条（目的）に、「組織する団体の適正な活動を促進」が規定されている。（ ）
- (10) 旅行業法第1条（目的）に、「安全な旅行に関する旅行者に対する啓蒙活動」が規定されている。（ ）

No.2 : 定 義

法令で使用される用語には、その意味がさまざまに解釈される余地があるものがあります。このときは解釈上の疑義をなくすため、特定の用語について意義や用法について明らかにすることがあります。

それが用語の定義です。

旅行業法においても、いくつかの用語の定義を置いています。ここでは重要なものについて取り上げます。

1. 旅行業

<参考条文>

第2条 (定義)

この法律で「旅行業」とは、報酬を得て、次に掲げる行為を行う事業（専ら運送サービスを提供する者のため、旅行者に対する運送サービスの提供について、代理して契約を締結する行為を行うものを除く。＊この部分は後出）をいう。

以上より、次の3つの要素が満たされたときに、旅行業に当たります。

① **報酬**を得る ⇒ パッケージツアーの経費以外の収益部分や運送・宿泊機関から收受する手数料など何らかの**経済的利益**を得ていれば報酬に当たる。

② **一定の行為**にあたる ⇒ 以下の4つの行為

a. 企画旅行を実施する。

企画旅行とは、旅行業者が旅行の目的地や日程、対価などの計画を作成して、これを旅行者に提供できるように運送・宿泊機関と契約をして行う旅行をいいます。

企画旅行には2種類あり、パッケージツアーのように旅行者を**募集**するタイプと、旅行者から依頼を受ける**受注**するタイプがあります。

企画旅行：

旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービスの内容並びに旅行者が支払うべき対価に関する事項を定めた旅行に関する**計画**を、旅行者の募集のためにあらかじめ、又は旅行者からの依頼により**作成**するとともに、当該計画に定める運送等サービスを旅行者に確実に提供するために必要と見込まれる運送等サービスの提供に係る契約を、**自己の計算において＊**、運送等サービスを提供する者との間で締結する行為

＊自己の計算とは、旅行業者が自由に金額を設定できるという意味。

b. 手配旅行を実施する。

手配旅行とは、運送・宿泊機関の提供するサービスを、代理・媒介・取次などの行為を通じて旅行者に提供することをいいます。

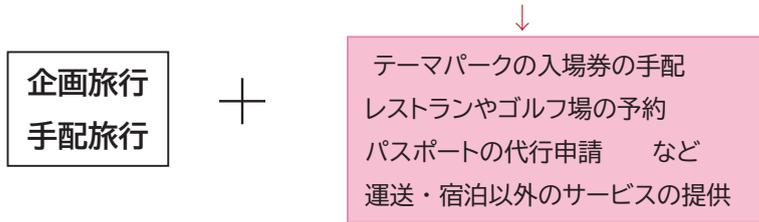
(例)

- ・航空会社から契約締結の代理権を授与された旅行会社が、旅行者に航空券を発券する。
- ・旅行者の希望内容に沿って、旅行会社が希望条件に合った宿泊機関を紹介する。
- ・旅行者から依頼を受けた旅行会社が、バス会社と契約をして貸切バスのサービスを提供する。

手配旅行：

- ・旅行者のため、運送等サービスの提供を受けることについて、代理して契約を締結し、媒介をし、又は取次ぎをする行為
- ・運送等サービスを提供する者のため、旅行者に対する運送等サービスの提供について、代理して契約を締結し、又は媒介をする行為

c. 企画旅行や手配旅行に付随する運送・宿泊以外のサービス（運送等関連サービス）を一緒に提供する。



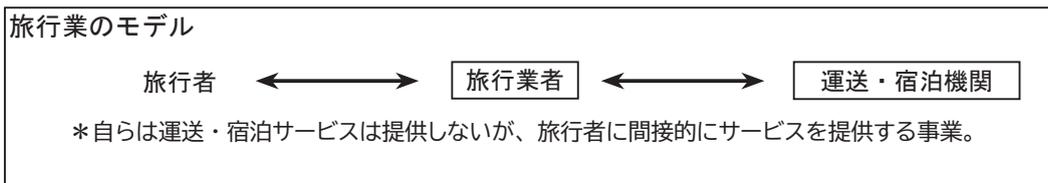
旅行業法では、運送・宿泊機関の提供するサービスを「運送等サービス」といい、それ以外のサービスを「運送等関連サービス」と規定しています。前者の予約・手配を基本的旅行業務、後者の予約・手配を付随的旅行業務として区別しています。

d. 旅行に関する相談に応ずる。

旅行日程や費用の見積もりなどの相談に応じる行為をいいます。

③ 事業として行う ⇒ 上記の行為を反復継続して行うこと。広告を出したり、店舗を構えている場合は事業性が認められる。

旅行業の行為の特徴は、次の図のように旅行者と旅行サービス提供機関の間に立って、両者を結び付ける事業をいいます。



2. 旅行業に該当しない行為

以下の行為を、報酬を得て事業として行っても、旅行業には該当しません。

試験ではこのパターンを覚えることが重要です。

① 運送機関のみを代理する行為

条文の“専ら運送サービスを提供する者のため、旅行者に対する運送サービスの提供について、代理して契約を締結する行為を行うものを除く。”の部分で、運送機関の代理として発券業務を行う場合です。

(例)

- ・ 航空会社を代理して、航空券のみを発券するコンビニエンスストア
- ・ バスの回数券を販売する商店

② 付随的旅行業務のみ提供する行為

運送・宿泊以外のサービス（付随的旅行業務）のみを提供するときは、旅行業に当たりません。

(例)

- ・ イベントやスポーツ観戦のチケットを販売するプレイガイド

③ 運送・宿泊機関が自ら運送等サービスを提供する行為

運送機関、宿泊機関が直接旅行者と契約をして運送・宿泊サービスを提供することは、運送事業や宿泊事業としての行為であり、旅行業には当たりません。

(例)

- ・バス会社が日帰りバス旅行を実施する。
- ・ホテルや旅館がインターネットで宿泊者と宿泊契約を締結する。



④ 旅行者と契約関係にない事業者

旅行者と契約を締結していない事業者は旅行業には当たりません。

(例)

- ・旅行業者から依頼され、旅行サービスの手配をする手配代行者（ランドオペレータ）
- ・旅行業者から依頼され、添乗員を派遣する派遣会社

2. 旅行業者代理業

特定の旅行業者（所属旅行業者という）から業務を委託され、所属旅行業者の仕事を行う業者。ただし、「d. 旅行に関する相談に応ずる」行為はできません。

3. 旅行サービス手配業

旅行業者（外国の旅行業者を含む）のために、旅行者に対する旅行サービスの提供について、サービスを提供する者*との間で、代理して契約を締結し、媒介をし、又は取次ぎをする行為をする事業者。（外国人による訪日観光旅行の品質向上のために平成 30 年に新設された。）

*該当する手配

- ・国内での運送、宿泊のサービス（運送等サービス）
- ・全国通訳案内士及地域通訳案内士以外の者（無資格者）による有償のガイド
- ・免税店等の物品販売

*該当しない手配

- ・外国での運送、宿泊のサービス（運送等サービス）及び運送、宿泊以外のサービス（運送等関連サービス）
- ・国内での運送、宿泊以外のサービス（運送等関連サービス）
- ・全国通訳案内士及地域通訳案内士によるガイド
- ・無資格者（ボランティアなど）による無償のガイド

1. 次の記述が正しければ○を、誤っていれば×を付けなさい。

- (1) 旅行業に該当するためには、必ず報酬を得なければならない。()
- (2) 募集型の企画旅行を実施することは、旅行業に該当する行為である。()
- (3) 旅行会社の従業員として、募集型企画旅行の企画を行うためには、従業員は旅行業の登録が必要である。()
- (4) 社員旅行の幹事として、参加者からお金を集め、列車の切符と旅館の予約を行うことは、旅行業に該当する行為である。()
- (5) タクシーの運転手が、乗客の求めに応じて有名観光地に連れていくことは、旅行業に該当する行為である。()

2. 次の行為を、報酬を得て、事業として行うときに旅行業者等に該当するものに○を、しないものには×を付けなさい。

- (6) 航空会社やバス会社などから委託を受けて、旅行者に航空券やバスの回数券のみを販売する行為。()
- (7) 観光案内所が旅行者から希望を聞いて、条件に合った宿泊施設を紹介する行為。()
- (8) ホテルが、近くのゴルフ場と提携して、「ゴルフ+宿泊」のプランをホームページに掲載して宿泊客を募集する行為。()
- (9) 結婚式場が新婚旅行用のプランとして、他の旅行会社が実施する募集型企画旅行と結婚式を合わせたプランを販売する行為。()
- (10) バス会社が秋のシーズンに果樹園に日帰りツアーを実施する行為。()

3. 次の記述が正しければ○を、誤っていれば×を付けなさい。

- (11) 特定の旅行業者と業務委託契約をして、旅行業者が実施する募集型企画旅行（パッケージツアー）の契約を旅行者と締結する行為は、旅行業者代理業に当たる。()
- (12) 旅行業者のために、国内での宿泊サービスを手配する行為は、旅行サービス手配業に当たる。()
- (13) 旅行者のために、テーマパークやレストランを手配する行為は、旅行サービス手配業に当たる。()

Check Test 解答・解説

No.1

- (1) ○：第1条の前段に規定されている。
- (2) ×：内容に問題はないが、規定はされていない。
- (3) ×：旅行者ではなく、旅行者の利便の増進が規定されている。よく読まないと間違える。
- (4) ○：第1条の後段に規定されている。
- (5) ×：利潤という語は規定されていない。
- (6) ○：第1条の前段に規定されている。
- (7) ○：第1条の後段に規定されている。
- (8) ×：内容に問題はないが、規定はされていない。
- (9) ○：第1条の前段に規定されている。
- (10) ×：規定されていない。

No.2

- (1) ○：報酬を得て、一定の行為を、事業として行うことが旅行業です。
- (2) ○：募集型企画旅行（パッケージツアー）の実施は、旅行者の典型的な行為です。
- (3) ×：会社が法人として旅行業の登録を受けていればよく、単なる従業員には登録は必要ありません。
- (4) ×：社員旅行の幹事を事業として行うことは考えられないため、旅行業にはあたりません。
- (5) ×：タクシーによる運送以外に運送機関や宿泊機関のサービスを提供していないため、旅行業にはあたりません。
- (6) ×：運送機関の乗車券のみを発券する行為は旅行業の予定する行為ではありません。
- (7) ○：宿泊施設を紹介（代理・媒介・取次）する行為は旅行業にあたります。
- (8) ×：旅客を宿泊させることはホテルの本来の事業であり旅行業ではなく、ゴルフ場の手配も運送・宿泊機関の手配ではありません。
- (9) ○：他の旅行者が実施するパッケージツアーを旅行者に代わって販売しているので、旅行者代理業者にあたります。
- (10) ×：バスによる輸送はバス会社の本来の事業であり、日帰りであれば他の宿泊施設を利用しないため、旅行業にはあたりません。
- (11) ○：旅行者に代わって、旅行者と契約を締結しているため、旅行者代理業者にあたります。
- (12) ○：旅行者のために、国内での宿泊サービスを手配する行為は、旅行サービス手配業にあたります。
- (13) ×：旅行サービス手配業にあたるのは、旅行者から依頼を受ける必要があります。また、テーマパークやレストランは運送、宿泊機関の手配ではありません。